

令和7年度

大分市にこにこ保育支援事業申込のてびき

多子世帯の保護者の経済的負担の軽減と、子どもがすこやかに生まれ育つ環境の整備を目的に、保育の必要性があり認可外保育施設を利用する第2子以降3歳未満児の保育料等に対して助成を行います。

【お問い合わせ先】

制度についての詳細や各種様式は大分市ホームページにも掲載しています。

ホーム > 子育て・教育 > 保育施設・幼稚園・一時保育等 >

認可外保育施設を利用する第2子以降3歳未満児の保育料無償化(大分市にこにこ保育支援事業)について

右の二次元バーコードから参照できます→



大分市 子ども入園課

入所・入園担当班:097-537-5794(認定について)

管理担当班:097-537-5789(請求について)

大分市にこにこ保育支援事業利用認定について

1 大分市にこにこ保育支援事業利用認定

認可外保育施設等を利用する第2子以降3歳未満児の保育利用料の助成を受けようとする保護者は、「大分市にこにこ保育支援事業利用認定」を受ける必要があります。なお、以下①～③全ての条件を満たす必要があります。

- ①大分市に住民登録されている（保護者・利用児童ともに）
- ②戸籍上第2子以降3歳未満児（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を含む）
※第2子以降であるかどうか市で確認できない場合は、戸籍謄本を提出してもらう場合があります。
- ③保育の必要性があり、認可外保育施設（特定子ども・子育て支援施設であることの確認を受けている施設に限る）を利用している

2 保育を必要とする事由

保育の必要性が認められるのは、その家庭が次のいずれかの事由に該当し、保護者がその児童の保育を必要としている場合です。

保育を必要とする事由	内容
就労	仕事（月64時間以上）をする場合（フルタイム、パートタイム、内職など基本的にすべての就労形態を含む）
妊娠・出産等	妊娠中、または出産後間がない場合
疾病・障害	病気やケガをしたり、心身に障害がある場合
同居親族の看護・介護等	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時看護または介護をしている場合や、療育機関等への親子通所（月64時間以上）をしている場合 ※多胎児を養育しており、そのきょうだい児が対象児童である場合、「同居親族の看護・介護」に類するものに該当
災害復旧	震災や風水害、火災などの災害復旧にあたる場合
求職活動等	求職活動等をおこなう場合（起業準備を含む） ※書類の不備により要件が確認できない場合や月64時間を下回る就労についても求職活動等とみなします。
就学	大学や専門学校等（職業訓練校等における職業訓練を含む）に月64時間以上通っている場合
育児（に伴う）休業中の継続入所	保護者の育児休業等開始時点で対象施設に在籍または利用中の児童について、当該育児休業等の間も引き続き同一施設の利用が必要と認められる場合
虐待やDV避難	虐待やDV被害の恐れがある場合
その他	上記と同様の状態と認められる場合

3 認定を受けるために必要な提出書類

必要書類
<p>①大分市にこここ保育支援事業利用認定申請書兼現況届出書</p> <p>②保育を必要とすることを証明する書類（保護者それぞれの書類が必要です） ※以下「②事由別必要書類」をご覧ください。</p> <p>③戸籍謄本（住民基本台帳により助成対象児童が第2子以降であることを確認できない場合に限り、必要となります）</p> <p>④市区町村民税所得課税証明書（該当する方のみ） ※以下「④市区町村民税所得課税証明書が必要な方」をご覧ください。</p>

②事由別必要書類

保育を必要とする事由	必要書類
就労	就労証明書 ※「就労予定」の状態では証明書を提出した場合、勤務開始後に改めて就労証明書の提出が必要
妊娠・出産等	母子手帳の写し ※表紙（保護者名記載のページ）と分娩予定日が分かるページ
疾病・障害	診断書（保育の必要性認定用）又は 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等の写し
同居親族の看護・介護等	診断書および看護・介護申立書 ※療育機関への親子通所の場合は「在園・通園証明書」も必要 ※多胎児の養育にかかる認定の場合は、多胎児の母子手帳（出生日がわかる欄）の写し又は戸籍謄本及び申立書が必要
災害復旧	り災証明書等
求職活動等	求職活動状況申告書 ※起業準備の方は「就労証明書」も必要
就学	就学状況報告書、在学証明書、カリキュラム
育児（に伴う）休業中の 継続入所	（共通）就労証明書、在園・通園証明書 【育児休業法に基づく育児休業を取得される方】→ 育児休業証明書 【育児休業法に基づくものではなく事業所の福利厚生により育児に伴う休業を取得される方】→ 育児に伴う休業証明書
虐待やDV 避難	大分市子ども入園課入所・入園担当班(097-537-5794)にお問い合わせください。

※育児休業中の方で、育児休業対象児童に係る新規認定を希望する場合は、復職を条件に「就労」として認定をします。復職されないと認定取消となる場合があります。

④市区町村民税所得課税証明書が必要な方（以下に該当する方のみ）

必要な方	必要な市区町村民税所得課税証明書
4～8月に認定開始希望で、前年1月1日時点の住所が大分市外の方	前年度の市区町村民税所得課税証明書
9～3月に認定開始希望で、その年の1月1日時点の住所が大分市外の方	当該年度の市区町村民税所得課税証明書

4 大分市にここにこ保育支援事業利用認定の有効期間(認定期間)

保育を必要とする事由別の認定期間は以下のとおりです。

保育を必要とする事由	認定有効期間
就労 同居親族の看護・介護等 災害復旧 虐待やDV避難	満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで ※雇用期限がある場合等、有効期間が短くなる場合があります。
疾病・障害	満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで ※入院等で期間が定められている場合、その日を含む月末まで
妊娠・出産等	出産予定月とその前後2か月まで
求職活動等	約2か月間（効力発生日から起算して50日を経過する日を含む月末まで）
就学	保護者の卒業予定日を含む月末まで
育児休業等の期間内における継続入所	育児休業等が終了する日を含む月末まで
その他	市長が必要と認める期間

※市外へ転出された方は、転出をもって認定期間が終了します。

5 申請時と状況が変わったとき

就職、退職、婚姻、出産等で家庭状況などに変更があった場合は、変更の手続きが必要となります。「大分市にここにこ保育支援事業利用認定変更届出書」と変更後の保育を必要とすることを証明する書類をご提出ください。保育を必要とすることを証明する書類の提出がない場合は、助成の対象外となる場合があります。なお、利用する施設が変更となる場合や施設を退園する場合は子ども入園課までご連絡ください。

6 現況届の提出

助成対象であることを確認するため、年1回現況届が必要になります。「大分市にここにこ保育支援事業利用認定申請書兼現況届出書」と保育を必要とすることを証明する書類をご提出ください。

※現況届に関する手続きについては、提出時期に別途お知らせいたします。

7 請求について

○助成限度額：月額上限 **35,000円**

※施設に支払った金額と上限額を比較して低い方の金額を給付

○助成対象経費：保育料、給食費（おやつ代含む）

※入園料、日用品、文房具、行事参加費、通園送迎費等は除く

※国の保育料無償化制度で施設等利用給付認定の新3号認定を受けている児童（市民税非課税世帯）は、給食費のみ本事業の給付対象です。

8 提出先・問い合わせ先

〒870-8504 大分市荷揚町3番45号 大分市子ども入園課

<認定について> 入所・入園担当班 TEL 097-537-5794

<請求について> 管理担当班 TEL 097-537-5789

